

第3回岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業

最低賃金専門部会議事要旨

岩手労働局

令和6年11月7日午後1時25分～午後5時57分

○ 主な審議事項〈公開・ 非公開 〉 1 金額審議 2 その他	出席状況	公益	3/3
		労側	3/3
		使側	3/3
○ 審議要旨			
1 金額審議			
【審議経過】			
労働者代表委員からは、人材確保のために特定（産業別）最低賃金の優位性を持ちたい、基幹産業の重要性や物価上昇による影響を考慮する必要があるなどの主張がなされた。			
使用者代表委員からは、原材料費の高騰もあって大幅な賃上げは難しい、急激に特定（産業別）最低賃金を引き上げた場合、雇用や事業維持に影響するなどの主張がなされた。			
労使の主張に対する審議が進められ、金額の歩み寄りがみられたが、合意には至らなかった。			
労使双方から公益委員案による採決が求められたことから、次の採決案が提示された。			
【公益委員案】			
案1 「現行の岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金時間額949円を59円引上げ1,008円（引上げ率6.22%）とする。」			
案2 「発効日を法定発効とする。」			
【結審】			
採決の結果、案1は賛成8人により全会一致で公益委員案が議決された。			
案2は賛成8人により全会一致で公益委員案が議決された。			
2 その他			
特になし。			